

令和3年9月10日

保護者各位

喜多方市立熊倉小学校長 佐藤 明

## 県独自の非常事態宣言の延長に伴う対応について

保護者の皆様には、日頃より子ども達の健康と安全にご配慮を頂いておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、全県を対象に出されていた「福島県非常事態宣言」が、9月30日まで延長されることになりました。

これに伴い、本校では、下記のとおり感染症対策を講じますので、ご理解とご協力をお願い致します。

### 記

- 1 対象期間 **令和3年9月13日(月) から 令和3年9月30日(木) まで**  
※延長する場合は改めてお知らせします。
- 2 延長に伴う変更事項
  - ① 9月25日(土)に実施を予定していた運動会は中止し、代替行事として10月または11月の平日にミニ運動会を実施する。(※詳しくは別紙をご覧ください)
  - ② 毎日の「健康観察記録表」はレベル2対応とし、同居する家族のせき等の症状の有無についても記録し、登校時に提出する。
- 3 対象期間における主な対応
  - 【学校での対応】
    - (1) 感染リスクの高い学習活動は停止します。
      - ① 近い距離でのマスクをはずした会話や接触
      - ② 向かい合った近い距離でのマスクをはずした飲食
      - ③ 向かい合った近い距離での合唱や発声練習
      - ④ 運動時における二人一組で行う接触頻度の高いトレーニングやストレッチ等
      - ⑤ 複数の児童によるソーシャルディスタンスの確保が困難な場所での活動
      - ⑥ 飲食を伴うレクリエーション的な活動
    - (2) 「新しい生活様式」に基づくマスクの着用、消毒、換気、3密を防ぐ等の対応を継続して行います。
    - (3) 学校行事や教育活動の実施時期や内容等を見直し、喜多方市教育委員会の指示や保護者の皆様のご意向などを考慮しながら、判断致します。
  - 【家庭での対応】
    - (1) 基本的な生活習慣を整え、体調管理を心がけるようにお願いします。
    - (2) 不要不急の外出は控えて下さい。感染拡大地域及びまん延防止等重点措置適用地域との往来は控えるようにお願いします。
    - (3) 県外から帰省・移動した家族や親戚、特に感染拡大地域及びまん延防止等重点措置適用地域の方との接触は、なるべく控えるようにお願いします。やむを得ず一緒に過ごす場合、または同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策をお願い致します。
    - (4) 飲食を伴う娯楽施設(カラオケ等)での遊興やバーベキューなどは控えて下さい。
- 4 その他
  - (1) 児童並びに同居する家族等に風邪様症状が見られる場合、児童は登校させないようお願い致します。(出席停止扱い)
  - (2) 児童及び家族が感染者と接触のある場合やPCR検査を受けることになった場合は、これまでどおり土・日・祝日を問わず速やかに学校(担任)まで連絡するようお願い致します。
  - (3) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測による誹謗中傷につながる発信をしないよう、ご家庭でも一声かけて下さい。

(熊倉小学校 教頭 TEL 22-1809)